

国民健康保険の届け出を忘れずに！

1 社会保険等に加入または社会保険等から脱退したとき

職場の健康保険等に加入または脱退したときは、国民健康保険（以下、国保）の脱退や加入の届け出が必要です（被扶養者も含む）。職場の健康保険に加入しても、**職場では国保を脱退する手続きは行いませんので、忘れずに届け出をお願いします。**

こんなとき		必要な書類	共通して必要なもの
国保に加入する	職場の健康保険を脱退した	健康保険等資格喪失証明書	<ul style="list-style-type: none"> 届出人と対象者のマイナンバーが分かるもの 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード等）
	家族の社保の被扶養者でなくなった		
国保を脱退する	職場の健康保険に加入した	国保の被保険者証等、社保の資格確認書または資格情報のお知らせ(未交付の時は健康保険等資格取得証明書)	
	家族の社保の被扶養者になった		

※つがる市国保の資格喪失後に、国保の保険証を使って医療機関を受診した場合、保険給付分（7～10割）を返還請求させていただく場合があります。

マイナンバーカードをお持ちの方は「ぴったりサービス」によるオンライン手続き（国保の加入・脱退手続き）も可能です。窓口に来庁は不要で、土日祝日関係なく申請ができます（ただし市の申請受付確認は、窓口受付時間内に限ります）。



国保に加入するとき



国保を脱退するとき

2 進学で転出する際の手続きについて

現在つがる市の国保に加入している方が、進学のため市外に転出する場合（家族からの経済的援助を受ける場合に限る）は、届け出をすることによって転出先でも引き続きつがる市の国保を使って病院を受診することができます。（以下、マル学）

マル学の資格を持つ方は、つがる市の世帯の国保加入者として取り扱います。新年度も学生である場合はマル学の更新が必要です。在学中の毎年4月に手続きをしてください。

なお、退学または社会保険等に加入した場合には、つがる市の国保を脱退する手続きが別途必要になります。

こんなとき		必要な書類	共通して必要なもの
進学で転出（マル学）	国保の被保険者証等、在学証明書（写し可）	<ul style="list-style-type: none"> 届出人と対象者のマイナンバーが分かるもの 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード等） 	
マル学更新(在学中毎年4月に更新)	新年度の在学証明書 （写し可）		
退学	国保の被保険者証等、退学したことが分かるもの	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード等） 	
社会保険等に加入	国保の被保険者証等、社保の資格確認書または資格情報のお知らせ(未交付の時は健康保険等資格取得証明書)		

※国保年金課での各種手続きの際は、対象者と別世帯の方が手続きする場合、委任状が必要です。

委任状は市ホームページからダウンロードまたは窓口で配布しております。

【届け出・問い合わせ先】国保年金課 電話42-2111（内線271）

稲垣出張所 電話46-2111 車力出張所 電話56-2111

広 告



屋根・外壁の塗装・リフォーム

●一般建設業 青森県知事許可(般-29)第400424号

前田 昭仁

屋根・外壁リフォーム専門店

電話は今すぐ、こちらから

ホームページが
新しくなりました!
Google

アートフォーム株式会社 0173-33-4713

アートフォーム株式会社

五所川原市七ツ館虫流51-29

担当 前田

日本建築塗装職人の会

広 告

一級塗装
技能士のお店



三栄塗装工業(有)

○一般建設業 県知事許可(般-27)第017671号 ○五所川原塗装工業会会員

**屋根・外壁塗装は
お任せください!**

お見積り・
現地調査 **無料!**

三栄塗装工業
Instagram

その他何でも
ご相談ください

▶鉄骨・階段塗装
▶木部塗装
▶ペランダ防水

まずはお気軽にご相談ください!
0173-42-3818



つがる市木造林宮津12番地3

児童扶養手当、特別児童扶養手当等の 手当額が変わります

2024年全国消費者物価指数の実績値が公表され、物価変動率（対前年比+2.7%）を踏まえ、各手当は2.7%引き上げとなり、4月以降は下記のとおり改定されます。

児童扶養手当		手当月額【改定前】	手当月額【改定後】
本体額	全部支給	45,500円	46,690円
	一部支給	45,490円～10,740円	46,680円～11,010円
第2子以降 加算額	全部支給	10,750円	11,030円
	一部支給	10,740円～5,380円	11,020円～5,520円

特別児童扶養手当等		手当月額【改定前】	手当月額【改定後】
特別児童扶養手当	1級	55,350円	56,800円
	2級	36,860円	37,830円
特別障害者手当		28,840円	29,590円
障害児福祉手当		15,690円	16,100円
経過的福祉手当		15,690円	16,100円

※障害の程度や所得状況により支給の対象とならない場合があります。

ご存じですか？ 児童扶養手当と特別児童扶養手当

【児童扶養手当とは】

父母の離婚や死亡等により、父または母と生計を同じく（※1）していない児童が育成されている家庭の生活の安定と自立の促進を通じて、児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

【特別児童扶養手当とは】

心身に障害のある20歳未満の児童を監護（※2）している父または母や、父母に代わってその児童を養育（※3）している方に対し、障害をもつ児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

（※1）消費生活上の家計が同一であることを一応の基準としています。

（※2）監督し保護することであり、主として児童の生活について配慮し、日常生活において児童の衣食住などの面倒をみていることをいいます。

（※3）児童と同居して監護し、かつ、その生計を維持することをいいます。児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）に入所している場合は、手当を受けることができません。また、ご家庭の所得状況によっては、手当を受けることができないことがあります。

手当に関するご相談は随時受け付けています。制度内容や支給額などの詳細は、直接担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

- ・児童扶養手当、特別児童扶養手当について 子育て健康課 電話42-2111（内線309）
- ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当について 福祉課 電話42-2111（内線233）

広 告

STIHL カジュアルチェーンソーをご購入のお客様に
スパチェーン1本プレゼントキャンペーン中…3/31まで

(株)長内土木造園

造園工事一式 ○設計 ○施行 ○管理業務
○整枝剪定 ○伐採 ○草刈り

〒038-3304 青森県つがる市下車力町盛野83
TEL.0173-56-3131 FAX.0173-56-3132

広 告

法律相談は弁護士会へ

青森県弁護士会所属の地元の弁護士事務所での相談が迅速に受けられます。

受付時間／平日午前9時から午後5時

相談料／30分 5,000円(税別)

※但し法テラスの扶助が利用できる場合無料

午前中に電話→当日15時～17時相談可能
それ以外の場合→弁護士を紹介します！

今すぐあなたの
助けになりたい

お申込・
お問合せは 青森県弁護士会 弘前支部まで (TEL.0172-33-7834)